

事 務 連 絡
平成 26 年 7 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

植物性油脂が被覆された尿素の取扱いについて

このことについて、平成 26 年 7 月 15 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（飼料安全基準班担当）及び同課課長補佐（飼料検査指導班担当）から連名で別添のとおり通知がありました。貴会関係者にも周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①今般、植物性油脂が被覆された尿素（以下「被覆尿素」という。）が、別添の条件を全て満たした場合は、既に我が国で牛への飼料として使用が認められている尿素と同様に取扱うこととしたこと、②被覆尿素的取扱いについては、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の別表第 1 の 4 の「尿素及び尿素を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準」に準じて行うとともに、尿素と同様に十分に留意すること、③被覆尿素は尿素と同様に単体飼料として取扱うこととし、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」第 32 条の規定に基づく昭和 51 年農林省告示第 760 号の別表の 3 の (5) のその他の混合飼料には該当しないものとして取扱うこと、の 3 点について、本会会員への周知を依頼されたものです。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：笹川

TEL 03-3475-1601



平成26年7月15日
事務連絡

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
課長補佐（飼料安全基準班担当）
課長補佐（飼料検査指導班担当）

植物性油脂が被覆された尿素の取扱いについて

今般、植物性油脂が被覆された尿素（以下「被覆尿素」という。）について、以下の①～③の条件を全て満たした場合に、既に我が国で牛への飼料として使用が認められている尿素と同様に取扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、被覆尿素的取扱いに当たっては、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の別表第1の4の「尿素及び尿素を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準」に準じて行う（参考1を参照）とともに、尿素と同様、十分に留意していただくよう、貴会員への周知方よろしくお願いいたします。

また、被覆尿素は尿素と同様に単体飼料として取扱うこととし、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第32条の規定に基づく昭和51年農林省告示第760号（飼料品質表示基準）の別表の3の（5）のその他の混合飼料には該当しないものとして取扱うこととするので念のため申し添えます。

- ① 被覆尿素は、尿素を植物性油脂で被覆したものであり、被覆に用いる原料は省令の別表第1及び第2の要件を満たすこと
- ② 被覆尿素（最終製品）中の尿素的重量割合が87%以上であること
- ③ 被覆尿素には、飼料の種類、原材料名、被覆尿素中の尿素的重量割合を表示すること（参考2を参照）



(参考1)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十五号）別表第1の4（尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準）抜粋

※当該規定を被覆尿素について参照する場合には、下線部を参照のこと

- (1) 尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを原料とする飼料の成分規格
ア 尿素（被覆尿素に用いる尿素）及びジウレイドイソブタンの成分規格は、次の表のとおりとする。

種類事項	尿 素 <u>（被覆尿素に用いる 尿素）</u>	ジウレイドイソブタン
	純 度	97 %以上
水 分	0.5 %以下	2.0 %以下
ピウレット	1.0 %以下	—
尿 素	—	3.0 %以下
重 金 属	10ppm 以下	10ppm 以下

この場合の尿素（被覆尿素に用いる尿素）及びジウレイドイソブタンの試験法は、それぞれ次のとおりとする。

- 尿素（被覆尿素に用いる尿素）の試験法（省略）
- ジウレイドイソブタンの試験法（省略）

- イ 尿素（被覆尿素）又はジウレイドイソブタンを原料とすることができる飼料の種類及びその配合割合は、次の表のとおりとする。

原料	飼料の種類	配合割合
尿素 <u>（被覆尿素）</u>	牛用飼料（生後おおむね6月を超えた牛用飼料に限る。）	2.0 %以下
ジウレイド イソブタン	牛用飼料（搾乳牛以外の生後おおむね6月を超えた牛用飼料に限る。）	1.5 %以下

※尿素と被覆尿素を同時に使用する場合にも、配合割合は2.0 %以下とすること。

(2) 尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを含む飼料の製造の方法の基準

ア 尿素（被覆尿素に用いる尿素）

アンモニアと二酸化炭素を高温、高圧で反応させて製造する。この場合、その製造工程中に触媒、固結防止剤その他の物を用いてはならない。

イ ジウレイドイソブタン

尿素とイソブチルアルデヒドを硫酸酸性で反応させて製造する。この場合、その製造工程中に硫酸以外の触媒及び水酸化ナトリウム以外の中和剤を用いてはならない。製品の粒径は、840 μ mの網ふるいを通すものでなければならない。

ウ 尿素（被覆尿素）又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料

尿素（被覆尿素）及びジウレイドイソブタンは、同一飼料の原料として用いてはならない。

(3) 尿素（被覆尿素）及びジウレイドイソブタンの使用の方法の基準

尿素（被覆尿素）及びジウレイドイソブタンは、それぞれ単体で使用してはならない。

(4) 尿素（被覆尿素）及びジウレイドイソブタンの保存の方法の基準

尿素（被覆尿素）及びジウレイドイソブタンは、湿気の多い場所に保存してはならない。

(5) 尿素（被覆尿素）及びジウレイドイソブタン並びにこれらを原料とする飼料の表示の基準

ア 尿素（被覆尿素）若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 尿素（被覆尿素）及びジウレイドイソブタンには、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 「飼料用」という文字

(イ) 純度

ウ 尿素（被覆尿素）又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 対象家畜等

(イ) 尿素（被覆尿素）又はジウレイドイソブタンの配合割合

(ウ) 使用上の注意事項

(エ) 保存上の注意事項

注

1 使用上の注意事項は、次に掲げる文字（尿素（被覆尿素）を原料とする飼料にあつては1）から4）まで、ジウレイドイソブタンを原料とする飼料にあつては1）から3）まで）を記載すること。

1) この飼料と他の飼料を併用する場合は、たん白質が過剰とならないよ

う配慮すること。

- 2) 新たにこの飼料を給与する場合は、最低3週間の期間をかけて、給与量を徐々に増加させていくこと。
 - 3) 生粕類と混合してこの飼料を給与すると、尿素(被覆尿素)が急激に分解され、家畜に生理上の障害をきたすおそれがあるので注意すること。
 - 4) 高泌乳牛に給与する場合は、当該乳牛の特性、健康状態等を勘案し、適量の使用を行うよう特に注意すること。
- 2 保存上の注意事項は、次に掲げる文字を記載すること。
保存に当たっては、吸湿等による品質の低下をきたさないよう配慮すること。

表示票の例

1. 被覆尿素

飼料の名称 飼料用〇〇〇

※飼料の種類 被覆尿素

輸入年月 〇年〇月

輸入業者の名称及び住所 〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

輸入先国 米国

含有する飼料添加物の名称及び量 ジブチルヒドロキシトルエン 0.003%

※原材料名 尿素(純度98%) 植物性油脂

※被覆尿素中の尿素的重量割合 87%

※は事務連絡に基づく表示事項である。

なお、以下の注意事項については、記載は任意とするが、参考とされたい。

<使用上の注意事項>

- ・単体で使用しないこと(牛用飼料に配合して使用すること)。
- ・牛用飼料への配合割合の上限が2.0%を超えないこと(被覆尿素と尿素を同時に使用する場合は、合計の割合とする)。
- ・被覆尿素を含む飼料にジウレイドイソブタンを同時に使用しないこと。
- ・湿気の多い場所に保存しないこと。

2. 被覆尿素を原料とする飼料

飼料の名称 ○○印○○用配合飼料

飼料の種類 乳用牛飼育用配合飼料

製造年月 ○年○月

製造業者の氏名又は名称及び住所 ○○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地

製造事業場の名称及び所在地 ○○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地

対象家畜等 牛（生後おおむね6月を超えた牛用飼料に限る。）

正味重量 ○○kg

成分量 粗たん白質 ○%以上 粗脂肪 ○%以上 粗繊維 ○%以下 粗灰分 ○%以下
カルシウム ○%以上 リン ○%以上 可消化養分総量 ○%以上

含有する飼料添加物の名称 ○○ ○○ ○○

原材料名等

原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類	○%	○○○ ○○○ (○○)
植物性油かす類	○%	○○○ ○○○
動物性飼料	○%	○○○ ○○○
そうこう類	○%	○○○
その他	○%	被覆尿素〔2%〕 ○○○ ○○○

1. 原材料名は原則として配合割合の大きい順である。
2. () 内の原材料は原料事情等により使用しないことがある。

使用上の注意事項

- 1) この飼料と他の飼料を併用する場合は、たん白質が過剰とならないよう配慮すること。
- 2) 新たにこの飼料を給与する場合は、最低3週間の期間をかけて、給与量を徐々に増加させていくこと。
- 3) 生粕類と混合してこの飼料を給与すると、被覆尿素が急激に分解され、家畜に生理上の障害をきたすおそれがあるので注意すること。
- 4) 高泌乳牛に給与する場合は、当該乳牛の特性、健康状態等を勘案し、適量の使用を行うよう特に注意すること。

保存上の注意事項

保存に当たっては、吸湿等による品質の低下をきたさないよう配慮すること。

事務連絡に関する補足資料

1. 飼料としての尿素

- (1) 尿素は、牛用飼料のたん白質源の一つとして古くから飼料に利用されています。牛の第一胃（ルーメン）内の尿素は、アンモニアに分解され、遊離型のアンモニアは容易に血液に吸収される特性があります。尿素が多量に給与された場合、血中アンモニア濃度が急激に上昇し、アンモニア中毒を引き起こすおそれがあることから、省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）において牛用飼料への尿素的配合割合は 2.0%以下とするよう定められています。また、この他飼料の製造、使用及び表示等に関する注意事項も省令に定められています。
- (2) 一方で、牛のルーメン内での分解を穏やかにし、血中アンモニア濃度の急激な上昇を抑えることを目的として、海外では尿素を植物性油脂で被覆したもの（以下「被覆尿素」という。）が実用化されており、現在、米国、EU、中国、豪州等で使用されています。

2. 被覆尿素的安全性

今般、メーカーから提出された試験成績を確認したところ、被覆尿素は尿素に比べて、ルーメン内で穏やかに溶解し、血中のアンモニア濃度の上昇率が低いという結果が得られています。よって、被覆尿素が牛の健康に及ぼす影響は尿素よりも低いことが確認されたことから、現行の成分規格で認められた尿素を原料として製造された被覆尿素については、配合割合 2.0%以下（現行の尿素的成分規格と同様）の範囲内で、牛への給与を認めることとしました。また、配合割合以外の事項についても、現行の尿素的基準等を満たすこととしました（平成 26 年 6 月 3 日に開催された飼料安全部会で報告済み）。